

地独評委第11号の4
平成30年3月16日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会



意見書

公立大学法人岐阜県立看護大学に係る業務方法書の変更の認可について、地方独立行政法人法第22条第3項の規定による岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成30年2月23日付け看大第182号で公立大学法人岐阜県立看護大学から岐阜県知事に対して申請のあった業務方法書の変更の認可については、認可することが妥当である。